

沖縄県立芸術大学外国人学生規程

令和4年3月4日
冲芸大規程第63号

第1条 沖縄県立芸術大学学則（令和3年冲芸大規則第1号。以下「学則」という。）第64条の規定による外国人学生については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 外国人で、本学に学部学生、研究生、特別聴講学生、科目等履修生又は委託生として入学を志願できるものは、この規程に定める入学資格を有し、かつ、修学に必要な日本語を理解できる者でなければならない。

2 外国人学生に入学時期は、原則として学年の始めとする。

第3条 学部学生として入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部大臣の指定したもの
- (2) 日本において高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者

第4条 研究生として入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者
- (2) 日本において大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者

第5条 科目等履修生又は委託生として入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者
- (2) 日本において高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者

第6条 入学志願者は、所定の期日までに、次の各号に定められた書類に入学考査料を添えて学長に提出しなければならない。

- (1) 第3条第1号に該当する者
 - ア 願書
 - イ 履歴書
 - ウ 最終出身学校の卒業証明書及び学業成績証明書
 - エ 旅券の写し又は在留カード（旧外国人登録法に規定する外国人登録証明書を含む。以下同じ。）両面の写し
 - オ 日本語理解力調査書
 - カ その他本学が必要と認める書類
- (2) 第3条第2号に該当する者
 - ア 願書
 - イ 調査書（文部省所定の様式により出身高等学校長が作成したもの）

- ウ 旅券の写し又は在留カード両面の写し
- エ その他本学が必要と認める書類
- (3) 第4条第1号に該当する者
 - ア 願書
 - イ 履歴書
 - ウ 出身大学又は最終出身学校の卒業証明書及び学業成績証明書
 - エ 旅券の写し又は在留カード両面の写し
 - オ 日本語理解力調査書
 - カ その他本学が必要と認める書類
- (4) 第4条第2号に該当する者
 - ア 願書
 - イ 履歴書
 - ウ 出身大学の卒業証明書及び学業成績証明書
 - エ 旅券の写し又は在留カード両面の写し
 - オ その他本学が必要と認める書類
- (5) 第5条第1号に該当する者
 - ア 願書
 - イ 履歴書
 - ウ 最終出身学校の卒業証明書及び学業成績証明書
 - エ 日本語理解力調査書
 - オ 旅券の写し又は在留カード両面の写し
 - カ その他本学が必要と認める書類
- (6) 第5条第2号に該当する者
 - ア 願書
 - イ 履歴書
 - ウ 最終出身学校の卒業証明書及び学業成績証明書
 - エ 旅券の写し又は在留カード両面の写し
 - オ その他本学が必要と認める書類

第7条 入学志願者の選考は、学則その他入学者選抜に関する諸規則を準用する。

2 前項によりがたい事情があると認められた場合は、特別の選考を行うことができる。

第8条 前条の選考結果に基づき合格通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他必要書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の規定により入学手続きを完了した者に、入学を許可する。

3 前項により入学を許可された学部学生については、入学定員外とすることができる。

4 第2項により入学を許可された科目等履修生の聴講期間については、沖縄県立芸術大学科目等履修生規程（沖芸大規程第61号）第2条の規定にかかわらず1年とすることができる。ただし、願書は、学期ごとに提出しなければならない。

第9条 外国人学生として入学を許可された者は、所定の期日までに在留資格（「留学」）を記載した住民票の写しその他必要書類を提出しなければならない。

2 前項の規定による手続きをしない者に対しては、入学の許可を取消すものとする。

第10条 沖縄県立芸術大学履修規程に定めるもののほか、外国人学生に関する授業科目については、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第19条の規定に基づき日本語科目及び日本事情に関する授業科目を開設することができる。

第11条 外国人学生の取扱いについては、この規程に定めるもののほか学内諸規則を準用する。

附 則（令和4年3月4日学長決定）

この規程は、令和4年3月4日から施行し、令和3年4月1日から適用する。